

付属資料

<付属資料>

資料- 1 三原市都市計画マスタープラン策定の経緯

平成 20 年

- 8月 8日 第6回三原市都市計画審議会
1.三原市都市計画マスタープラン策定委員会の設置について
- 8月 28日 第1回三原市都市計画マスタープラン策定委員会
1.三原市都市計画マスタープラン策定委員会要綱について
2.都市計画マスタープラン策定の進め方
3.三原市の現状と課題
- 11月 19日 第2回三原市都市計画マスタープラン策定委員会
1.現状と課題の取りまとめ
2.全体構想の検討

平成 21 年

- 1月 29日 第3回三原市都市計画マスタープラン策定委員会
1.分野別方針の検討
2.アンケート調査内容の検討
- 4月 アンケート調査実施（調査期間4月17日～5月1日）
- 6月 5日 第7回三原市都市計画審議会
1.第1回中間報告（全体構想素案）
- 7月 30日 第4回三原市都市計画マスタープラン策定委員会
1.地域別構想の検討
- 9月 2日 第5回三原市都市計画マスタープラン策定委員会
1.地域別構想の検討

平成 22 年

- 1月 22日 第9回三原市都市計画審議会
1.第2回中間報告（三原市都市計画マスタープラン素案）
- 2月 22日 パブリックコメントの実施
}
- 3月 15日
- 3月 30日 第6回三原市都市計画マスタープラン策定委員会
1.都市計画マスタープラン案の取りまとめ
- 4月 23日 第11回三原市都市計画審議会
1.答申

資料-2 三原市都市計画審議会条例

平成 17 年 3 月 22 日

条例第 221 号

(設置)

第 1 条 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき、法によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、三原市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第 19 条の規定により都市計画を決定する場合における事前審議に関すること。
- (2) 市長の諮問に応じ、都市計画に関する事項について調査審議すること。
- (3) 都市計画に関する事項について関係行政機関に建議すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が都市画面上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 16 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令(昭和 44 年政令第 11 号)第 3 条第 1 項及び第 2 項に規定する者のうちから市長が任命する。

2 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(臨時委員及び専門委員)

第 5 条 審議会に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。

4 臨時委員は、その特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、その専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第 6 条 審議会に会長を置き、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名をする委員がその職務を代理する。

(議事)

第 7 条 審議会は、委員及び議案に関係のある臨時委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第 8 条 審議会の庶務を処理するため、幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受けて会務を処理する。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、都市政策課において処理する。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか , 審議会の運営に関し必要な事項は , 規則で定める。

附 則

この条例は , 平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 3 月 31 日条例第 31 号)

この条例は , 平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

資料表-1 三原市都市計画審議会委員名簿

	委員構成	所 属	委 員 名	備 考
1	学識経験のある者	広 島 女 学 院 大 学	武 政 孝 治	審議会会長
2	学識経験のある者	近 畿 大 学 工 学 部 建 築 学 科	高 井 広 行	会長職務代理者
3	学識経験のある者	三 原 商 工 会 議 所	伏 見 暁	
4	学識経験のある者	三 原 臨 空 商 工 会	梅 本 秀 明	
5	学識経験のある者	三 原 市 農 業 委 員 会	近 廣 多 郎	
6	市 議 会 の 委 員	市 議 会 建 設 都 市 委 員 会	松 島 幹 雄 加 村 博 志	平成 20 年度委員 平成 21 年度委員
7	市 議 会 の 委 員	市 議 会 建 設 都 市 委 員 会	陶 範 昭 谷 口 佳 寿 子	平成 20 年度委員 平成 21 年度委員
8	市 議 会 の 委 員	市 議 会 建 設 都 市 委 員 会	桧 山 幸 三 小 西 眞 人	平成 20 年度委員 平成 21 年度委員
9	市 議 会 の 委 員	市 議 会 建 設 都 市 委 員 会	加 村 博 志 七 川 義 明	平成 20 年度委員 平成 21 年度委員
10	市 議 会 の 委 員	市 議 会 建 設 都 市 委 員 会	中 重 伸 夫 森 重 一 裕	平成 20 年度委員 平成 21 年度委員
11	関係行政機関の職員	国土交通省中国地方整備局 福山河川国道事務所	鷺 田 治 通 綾 木 修	平成 20 年度委員 平成 21 年度委員
12	関係行政機関の職員	広島県東部建設事務所三原支所	甲 斐 雅 和 小 櫻 力 雄	平成 20 年度委員 平成 21 年度委員
13	関係行政機関の職員	広 島 県 三 原 警 察 署	高 橋 若 衛 渡 部 健 之 介	平成 20 年度委員 平成 21 年度委員
14	三 原 市 市 民	(社) 三 原 青 年 会 議 所	盛 影 誠 司 原 邦 高	平成 20 年度委員 平成 21 年度委員
15	三 原 市 市 民	三 原 市 女 性 会 連 合 会 みはらウィメンズネットワーク	砂 原 明 子 平 岡 聰 子	平成 20 年度委員 平成 21 年度委員
16	三 原 市 市 民	三 原 ベ ン チ ャ ー ク ラ ブ	坂 井 美 紀	平成 20 年度委員

資料-3 三原市都市計画マスタープラン策定委員会要綱

(目的及び設置)

第1条 三原市の都市計画に関する基本的な方針(以下「都市計画マスタープラン」という。)の策定に当たり、公正かつ専門的な意見を踏まえ、総合的・体系的な計画づくりを行うため、三原市都市計画審議会(以下「審議会」という。)に三原市都市計画マスタープラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、都市計画マスタープランに関する事項について調査審議し、案を作成する。

(組織)

第3条 委員会は別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員会に委員長を置き、審議会委員の学識経験のある者の中から審議会会長が指名する。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員会に属する委員のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、必要に応じて、関係のある委員だけで開くことができる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会の会議に出席させることができる。

(報告)

第5条 委員会で審議した事項について、委員長は、審議会に報告する。

(委員会の廃止)

第6条 委員会は、都市計画マスタープランが策定されたとき、廃止するものとする。

(委員会の事務局)

第7条 委員会の事務局は、都市政策課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表 三原市都市計画マスタープラン策定委員会の構成

審議会委員	学識経験のある者	4人
審議会委員	市議会の議員	2人
審議会委員	市の住民	2人
臨時委員	学識経験者	2人
臨時委員	各種団体	2人
臨時委員	公募市民	3人
合計		15人

資料表2 都市計画マスタープラン策定委員会委員名簿

	委員構成	所 属	委 員 名	備考
1	都市計画審議会委員	近畿大学工学部建築学科	高井 広行	委員長
2	学 識 経 験 者	広島大学大学院社会科学研究科	戸田 常一	
3	学 識 経 験 者	県立広島大学人間福祉学科	間野 博	
4	都市計画審議会委員	三原商工会議所	伏見 暁	職務代理
5	都市計画審議会委員	三原臨空商工会	梅本 秀明	
6	都市計画審議会委員	三原市農業委員会	近廣 多郎	
7	都市計画審議会委員	市議会建設都市委員会	松島 幹雄 加村 博志	平成20年度委員 平成21年度委員
8	都市計画審議会委員	市議会建設都市委員会	陶 範昭 谷口 佳寿子	平成20年度委員 平成21年度委員
9	各 種 団 体	(社) 三原観光協会	下峠 成富	
10	各 種 団 体	三原市社会福祉協議会	寶田 義則	
11	都市計画審議会委員	(社) 三原青年会議所	盛影 誠司 原 邦高	平成20年度委員 平成21年度委員
12	都市計画審議会委員	三原市女性会連合会 みはらウィメンズネットワーク	砂原 明子 平岡 聡子	平成20年度委員 平成21年度委員
13	市 民	一 般 公 募	阿部 真理子	
14	市 民	一 般 公 募	岡田 勇治	
15	市 民	一 般 公 募	吉岡 進	

資料- 4 用語解説

あ 行

一体的まちづくり

原則として都市計画マスタープランの対象区域は都市計画区域であるが、都市と農村、市街地と自然、交通網や景観など、全市的にとらえながらまちづくりを進めていく必要があるということ。

一般機械器具製造業

工業統計表の産業分類項目の一つ。主に、ボイラ・原動機製造業、農業用機械製造業（農業用器具を除く）、建設機械・鉱山機械製造業。

雨水ポンプ場

台風や大雨の時、ポンプで大量の水をくみ上げて川に流し、道路や建物に浸水するのを防ぐ施設。

営農環境

優良農地や農道、用水路などの生産基盤、農業に携わる人たちの住環境、生活利便性を取り巻く環境。

沿道環境

沿道サービス施設の立地など、幹線道路沿道にふさわしい土地利用。

沿道サービス施設

幹線道路に面して設けられる自動車の運転者の休憩のための施設や給油所などのこと。

温室効果ガス

二酸化炭素、メタン、フロンガス等の大気を暖め地表面の温度を高める効果もつガス。

か 行

街区公園

街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、原則として、1箇所当たり面積0.25haを標準としている。

快適環境

道路や公園緑地、レクリエーション施設などの充足や日照・通風の確保、良好な景観形成の視点からの環境。

開発許可制度

都市計画区域内において、都市の周辺部における無秩序な市街化を防止するため、開発行為に対して一定の整備水準をたもたせることにより良好な市街地の計画的、段階的整備を図るために設けられた都市計画法上の制度。

回遊拠点

中心市街地や観光地を回遊する人が集まる場所、施設。

街路樹

都市の美観の向上や道路環境の保全、歩行者等に日陰を提供することなどを目的に、歩道や中央分離帯に植えられる。

核家族化

核家族とは、夫婦と未婚の子供から構成されている家族をいう。戦後の我が国の世帯、家族構成の動向として核家族化が進行している。

河川防災ステーション

水防活動に必要な緊急用資材の備蓄のほか、資材の搬出入やヘリコプターの離着陸などに必要な作業面積を確保し、洪水時の水防活動を支援し、緊急復旧などを迅速に行う基地となる。平常時には地域の人々のレクリエーションの場として利用される施設。

合併浄化槽

水洗トイレからの汚水（し尿）や台所、風呂等からの排水（生活雑排水）を微生物の働きなどを利用して浄化し、きれいな水にして放流するための施設

幹線街路

都市計画道路の道路種別のひとつ。一般に、交通機能、空間機能などの多面的な機能を担い、まちづくりの骨格となる道路である。幹線道路を道路の機能面などから細別すると、主要幹線道路、都市幹線道路、補助幹線街路に分けられる。

幹線道路（都市幹線道路）

都市の主要な骨格をなす道路。主に、国道や県道、主要地方道路等をさす。都市に出入りする交通及び都市の住宅地、工業地、業務地等の相互間の交通を主として受けもち、近隣住区等の地区の外郭を形成する道路又は近隣住区等の地区における主要な道路、当該地区の発生又は集中する交通を当該地区の外郭を形成する道路に連結するもの。

涵（かん）養

樹木、落葉及び森林土壌の働きにより、降水を効果的に地中に浸透させ、長期にわたり貯留・流下することにより、洪水調整、湧水緩和など河川流量が平準化され、洪水などの水害を防ぐ機能。

急傾斜地崩壊危険箇所

雨や地震などの影響によって急激に斜面が崩れ落ちる可能性が高く、被害の危険性がある箇所。

既成市街地（人口集中地区（DID））

都市計画基礎調査によると、市街化区域の中でDID区域内をいう。国勢調査において、「市区町村の区域内で人口密度の高い（40人/ha以上）調査区が隣接しており、その人口の合計が5,000人以上となる地域」をさす。DID。

基礎的な都市機能

公共公益施設や商業・業務機能、交通条件など住民の生活利便性を向上するための機能のこと。

既存ストック

ストックとは在庫を意味する。今まで蓄積されてきた道路や公園、下水道等の都市基盤施設や建築物をさす。

急峻

傾斜が急で険しいこと。

旧耐震基準

耐震基準とは、建築物や土木構造物を設計する際に、それらの構造物が最低限度の耐震能力を持っていることを保証し、建築を許可する基準である。建築物には建築基準法及び建築基準法施行令などの法令により定められた基準であり、旧耐震基準は、建築基準法が改正された昭和55年より前に建設されたものをさす。

協働

行政と住民など複数の主体が、目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。

拠点

色々な活動をするため、よりどころとなる重要な所。

緊急輸送道路

地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行う高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と防災拠点を相互に連絡する道路のこと。

近代工業都市

明治政府の殖産興業政策によって発展した近代工業が集積した都市。主に、製紙・人絹工場せいし じんけんが多くみられた。

近隣公園

都市計画法に基づく都市公園の一種で、近隣に居住する者の利用に供することを目的として設置される都市公

付属資料

園。1か所あたりの敷地面積は2.0haを標準としている。住民の日常的な屋外レクリエーション活動に応じた施設を中心に、休養スペースを十分確保するよう設計される。

近隣商業地

最寄品中心で、地域密着型の商店が集積する地域。

区域区分

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、必要があるときに都市計画に市街化区域と市街化調整区域との区分を定めること。(都市計画法第7条)

区画街路

都市計画道路の一種。宅地への出入交通を処理し、街区や宅地の外郭を形成する日常生活に密着した道路。

国の天然記念物

動物、植物、地質・鉱物などの自然物に関する記念物。文化財保護法や各地方自治体の文化財保護条例に基づき指定される。

景観計画

将来の良好な景観を形成あるいは保全するために景観行政団体が策定する計画である。景観計画区域、景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針、良好な景観の形成の行為の制限に関する事項(建築物などの形態意匠、高さ、壁面位置の制限、建築物の最低敷地面積など)、景観重要建造物または景観重要樹木の指定の方針、景観重要公共施設の整備に関する事項などを定めることとなっている。

軽工業

環境を悪化する恐れが少ない工業系施設。

建築協定

住宅地としての環境や商店街としての利便などの維持増進を図るため、土地の所有者などの全員の合意によって、建築物の構造や用途などに関して、建築のルールを定め、それを全員で守る協定のこと。

建築物の形態制限

高層の建物が建築されることによる住環境への影響や統一感あるまちなみの喪失を防止するため、建ぺい率や容積率、建築物の高さなどを地域の状況や特性に応じて制限すること。

建築物の耐震化

現行の建築基準法と同等の耐震性能に満たない建築物について行う、地震に対する安全性向上を目的とする増築、改築、修繕など。

建築物の不燃化

地震等による火災から生命・財産を保護することに加えて、火災時の延焼拡大の防止、災害時の避難路の確保を目的として、建築物の構造、建築設備等の発生が火災による火熱に対し、耐えられる建築物とすること。

広域河川改修事業

水害を受けている1級河川、2級河川の流域について、災害防止のために整備を行う事業。なお、実施にあたっては河川環境の整備、保全を考慮し整備を図る。

広域的都市機能

多数の人々を広い地域から集める大規模集客施設や広い地域の人々を公共公益施設サービスの対象とする機能のこと。

公園・緑地

公園とは、住民の屋外での休息、観賞、遊戯、運動その他のレクリエーション利用に供し、あわせて都市環境の整備及び改善、災害時の避難等にもうけられる公共空地。緑地とは、自然環境の保全整備、快適性の増進等その他の機能により都市環境の整備及び改善、都市景観の増進、公害の防止又は緩和、災害時の避難等に設けられる公共空地。

公共用水域

河川，湖沼，港湾，沿岸海域，その他公共の用に供される水域等のこと。（水質汚濁防止法第2条第1号）

高次医療機関

診療所等のかかりつけ医（一次医療機関）に対して，高度な検査機器や入院治療機能を持つ病院（二次医療機関），特定機能病院等の高度先進医療機能を持つ病院。（三次医療機関）

高次都市機能

日常生活を営む圏域を超えた広範な地域のたぐさの人々を対象にした，質の高いサービスを提供する機能。（例えば，大学，コンベンション，展示会など）

高度利用地区

都市計画法に基づく地域地区の一種（都市計画法第8条第1項）。市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため，建築物の容積率の最高限度及び最低限度，建ぺい率の最高限度，建築面積の最低限度，壁面の位置の制限を定める。（都市計画法第9条）

コミュニテイ道路

自動車の速度を抑えるために車道を蛇行させたり不規則な曲がり角を設けるなどして，歩行者の安全性や快適性を考慮した道路。

**さ行
里山**

古くから人々の生活に深く関わりながら，維持されてきた樹林地や草地，水辺等の一体をいう。

砂防指定地

不安定な土砂の発生を抑えたり，土砂の流送を防止調整したりすることによって，土砂災害や水害を防止するための施設を必要とし，または一定の行為を禁止もしくは制限すべき土地。（砂防法第2条）

産学官連携

産（民間企業），学（教育），官（行政）が連携して研究開発等を行うこと。

産業クラスター

地域の中堅中小企業・ベンチャー企業等が大学，研究機関等の技術や情報などを活用して，IT，バイオ，環境ものづくり等の産業クラスター（新事業が次々と生み出されるような事業環境を整備することにより，競争優位を持つ産業が核となって広域的な産業集積が進む状態）を形成し，国の競争力向上を図ることを目ざす計画。クラスターとは，本来ぶどうの房を意味するが，転じて群や集団を意味する言葉として用いられている。

産業構造の変化

一般に，一国の産業の構成割合や貿易の情勢が変化することをさす。1983年，政府が日本の輸出主力を，鉄鋼や造船などの「重厚長大型」から，電化製品，コンピュータなどの「軽薄短小型」に移行させることを決めた。主に「重厚長大型」の産業は，運輸コストの面から船舶輸送が基本で沿岸地域に立地していたが，「軽薄短小型」の先端産業は，良好な操業環境と空輸や自動車などコンパクトな輸送が基本となることから，内陸部に立地する傾向がある。

市街化調整区域

都市計画法に定められた区域で，市街化を抑制すべき区域。（都市計画法第7条第3項）

市街地開発事業

都市計画法第12条第1項各号に掲げる事業。（土地区画整理事業，新住宅市街地開発事業，工業団地造成事業，市街地再開発事業，新都市基盤整備事業，住街区整備事業の6事業）

自然環境

山林や田園等の土地利用，河川，海岸，動植物を観点に置いた環境をさす。

付属資料

自動車専用道路

高速道路などの自動車交通のための道路。

住環境

「住む」という視点から見た生活環境と快適環境。

住区基幹公園

街区公園と近隣公園,地区公園(特定地区公園)を合せて住区基幹公園という。街区公園はもっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で,1か所当たり面積0.25haを標準として配置する。

近隣公園は,主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1か所当たり面積2haを標準として配置する。

地区公園(特定地区公園)は,主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で,1か所当たり面積4haを標準として配置する。

重要港湾

港湾法第2条による分類。国際海上輸送網または国内海上輸送網の拠点となる港湾で,国の利害に重大な関係を有する港湾。

主要病院

救急医療機関に位置づけられている病院。本市の場合,7病院が位置づけられている。

循環型社会

大量消費,大量廃棄型の社会に代わるものとして,廃棄より再使用・再生利用を第一に考え,新たな資源の消費を抑制するとともに,自然生態系に戻す排出物の削減と処理の適正化を図ることで,環境への負荷をできる限り少なくした社会。

準都市計画区域

都市計画区域外において,積極的な整備や開発は行う必要はないものの,一定の開発行為や建築行為が行われる区域,または行われると見込まれる区域について,そのまま放置すれば,用途の混在や農地の転用など田園環境の維持が懸念される場合に,土地利用を整理し,環境の保全を行う制度である。同区域が指定されると,3,000㎡以下の開発をする場合は許可が必要となる。また,用途地域や景観地区,風致地区などの指定もできる。

商圈

来街・来店している顧客の居住範囲を「商圈」と呼ぶ。

職住近接

職場と住宅を近くに立地させるという概念。職住近接を図ることによって交通機関の低利用による環境負荷低減や通勤の負担緩和により,生活水準の向上や都心の空洞化の防止などが期待できる。近年では,職住近接の都市モデルとしてコンパクト・シティが注目されている。

進行市街地

都市計画基礎調査によると,市街化区域内でDID区域外にある地域。区画地域等が行われていないが,宅地化が進みつつある地域。

新市街地

都市計画基礎調査によると,新たに住宅市街地の整備等を進めている地域。

生活環境

大気,水質,騒音,振動,悪臭など公害防止や廃棄物の適正処理の視点からの環境。

生活機能

行政機能や教育,文化,買物等の日常生活の利便性を確保するために必要な機能のこと。

瀬戸内海式気候

日本の気候区分の一つ。年間を通じて温暖・少雨であるというのが最大の特徴である。

先端技術産業

開発の先端を行く科学技術分野を扱う産業。エレクトロニクス、光通信、バイオテクノロジーなどが含まれる。

総合的かつ一体的なまちづくり

三原市の他の諸計画との相互関係を踏まえ、法定都市計画以外のまちづくりの手法を含め、都市全体として総合的かつ一体的なまちづくりを行うもの。

即す

びたりと当てはまること。

た 行**第1次産業**

産業を三大部門に分類した場合の区分の一つで、我が国の標準産業大分類では、農業、林業、狩猟業、漁業、水産養殖業が該当する。

第2次産業

産業を三大部門に分類した場合の区分の一つで、我が国の標準産業大分類では、製造業、工業、建設・公共事業、ガス・電気事業が該当する。

第3次産業

産業を三大部門に分類した場合の区分の一つで、我が国の標準産業大分類では、商業、運輸・通信、公務、家事労務、その他のサービス業が該当する。

大規模店舗（大規模小売店舗）

売り場面積が1,000 m²以上の小売店舗をさす。

大規模集客施設

映画館や店舗、飲食店、アミューズメント施設、展示場などで床面積が1万 m²超あり、広範囲から多くの客を集める施設のこと。

耐震診断

建築物の耐震改修の促進に関する法律第3条に基づき、建築物の地震に対する安全性を評価すること。

耐震性貯水槽

大規模地震等の発生時に予想される同時多発火災等に対処するため、地域住民による初期消火のための水を確保することを目的として設置された貯水槽。

地域制緑地

緑地等の保全のため法制度により定められた地域。自然公園、農業振興地域、農用地区域、史跡・天然記念物など。

地域地区

都市計画区域内の土地について、例えば、用途地域、景観地区、臨港地区など、その利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課すことにより、地域または地区を単位として一体的かつ合理的な土地利用を実現しようとするもの。（都市計画法第8条第1項）

地球環境

被害、影響が一国にとどまらない地球規模の環境。オゾン層の破壊、地球温暖化など。

地区計画

一体的な街区について、主として街区内の居住者等の利用に供される道路、公園等の施設の整備、建築物の建築等に関し必要な事項を一体的かつ総合的に定める制度。（都市計画法第12条の5）

中心市街地

市街地において、多くの小売店舗や行政機能などが集まり、各市町村の中心として役割を果たしている市街地。現在地方都市の中心市街地では、郊外での大型店舗の立地により、集客機能が失われ、空き家や空き地が多くなり、空洞化が進んでいる。本市の場合、JR三原駅周辺の地域となる。

低炭素社会

地球温暖化の主因とされる温室効果ガスの一つ、二酸化炭素の最終的な排出が少ない産業・社会システムを構築した社会のこと。都市計画など温室効果ガスの排出抑制等に関係のある施策については、その目的の達成との調整を図りつつ、排出の抑制が行われるよう配慮するものとされている。（地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第4項）

低・未利用（地）

建築物などが建てられその土地にふさわしい利用がなされるべきと考えられる土地において、そのような利用がなされていない土地のこと。都市計画運用指針では、未利用とは何らの用途にも供されていない状態、低利用とは対象土地の利用の程度が、周辺地域における同一の用途又はこれに類する用途に供されている土地の利用程度と比較して著しく劣っている状態と定義している。

電子部品・デバイス産業

半導体素子・集積回路など、電子機器を構成する部品や装置を製造する産業。

道路機能

道路機能には、大別して交通機能と空間機能がある。交通機能には、自動車や歩行者・自転車の通行機能や沿道施設に容易に出入りできるアクセス機能がある。空間機能としては、市街地形成、防災空間、環境空間、収容空間がある。

特殊公園

主として、風致の享受の用に供することを目的とした公園。動物公園、植物公園、歴史公園その他特殊な利用を目的とした公園。

特定環境保全公共下水道事業

公共下水道のうち市街化区域以外において設置されるもので、以下の3つに分類される。

自然公園法第2条に規定されている自然公園区域内の水質保全のために施行するもの（自然保護下水道）

公共下水道の整備により生活環境の改善を図る必要がある区域において施行されるもの（農山村下水道）

処理人口が概ね1,000人未満で水質保全上特に必要な区域において施行されるもの（簡易な公共下水道）

特定用途制限地域

都市計画区域内又は準都市計画区域内で、用途地域が定められていない土地の区域（市街化調整区域を除く。）内において、その良好な環境の形成等を行うために、特定の建築物等の建築を制限する地域。（都市計画法第9条第14項）

特別用途地区

用途地域を補完するため、地区特性にふさわしい土地利用の増進又は環境の保護等を行う区域を都市計画に定め、建築基準法に基づき地方公共団体が定める条例で建築物の用途に係る規制の強化又は緩和を行う地区。（都市計画法第9条第13項）

都市化

人口や産業が集中することにより、農地や山林等が市街地に転換されたり、既に市街地である場所については、より高密度な市街地が形成されたりすること。

都市型居住

中心市街地など都心に立地し、建物の共同化や住宅と店舗、事務所等が混在する多目的利用等の施設により、土地の高度利用が図られている都心の住宅に居住すること。

都市環境

都市を取り巻く自然環境、生活環境、快適環境、地球環境の総称。

都市基幹公園

総合公園と運動公園をあわせて都市基幹公園という。

総合公園は、都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊技、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1か所当たり面積10～50haを標準として配置する。

運動公園は、都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ、1か所当たり面積15～75haを標準として配置する。

都市機能

文化、教育、保健・医療・福祉、商業、工業などのサービスを提供する機能や居住機能のこと。

都市基盤

一般的に道路・街路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設などの生活・産業基盤や学校、病院、公園などの公共公益施設のことをいう。

都市計画

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画であり、都市計画法に規定されているもの。

都市計画区域

市又は一定の要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を都市計画区域として、都道府県知事が指定する。（都市計画法第5条第1項）

都市計画区域を指定すれば、1ha未満の開発行為も開発許可の取得が義務付けられ、建築物等への建築基準法による集団規定の適用等がなされる。また、都市の将来像を示すマスタープランに基づき、各都市計画の決定や都市施設の整備が行われ、市街地開発事業の実施も可能となる。

本市では、市域の約3分の1が都市計画区域となっている。また、三原市には、備後圏都市計画区域と本郷地域の一部に位置する本郷都市計画区域の2区域がある。

都市計画区域マスタープラン

都道府県が都市計画法に基づき指定した都市計画区域について、整備、開発、及び保全の方針を定めたもの。都市計画区域マスタープランには都市計画の目標、区域区分の決定の有無のほか、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針について定められている。

都市計画提案制度

土地所有者やまちづくりに関するNPO法人並びにまちづくりの推進に関し経験と知識を有する団体などが、原則として0.5ha以上の一団の土地の区域について、土地所有者等の3分の2以上の同意等の条件を満たせば、都市計画決定又は変更について提案できる制度。

都市計画道路

都市計画に定める都市施設の一つであり、将来の都市像を実現し、円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上を図り、良好な都市環境を確保するために定められる道路。

都市計画道路は、主要な交通施設として交通需要に対処するため、安全かつ快適な交通を確保するとともに、都市の骨格をなす施設として健全な市街地の形成、活力と魅力のある都市の形成に寄与し、併せて防災上の役割を果たし、供給処理施設の収容を図るなど多面的な機能を有する都市の基盤的で重要な施設である。

都市公園

都市公園は以下の4つに区分される。都市計画施設である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの、地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地、国が一つの都道府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地、国が国家的な事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るために閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地。

都市構造

都市の骨格。道路、公共交通などの交通体系や住宅・商業・行政などの都市機能によって構成された都市の構造のことをいう。

都市の拠点機能

都市の拠点機能とは、都市がその周辺に対して都市サービスを提供する役割をいう。

都市の骨格

都市計画道路を検討する際、「都市の骨格」を形成する道路とは、主要幹線道路や都市幹線道路などをさす。一般に、主要幹線道路など広域的な交通を担い、他地域と都市内を結ぶ路線や、環状道路や放射道路のように市街地内の交通を適切に分散・集中させる役割を担うものを指している。

土石流危険渓流

山腹、川底の岩石や土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流されるものを土石流という。このような被害の生じる恐れのある小川や渓谷。

土地区画整理事業

道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地の利用の増進を図る事業。

な 行

ノーマライゼーション

障害のある人もない人も、ともに生きていくことができる社会こそ、普通（ノーマル）の社会であり、どのような障害を持つ人であっても特別視されることなく社会に参加し、行動できるようにすべきであるという考え方。

農業基盤整備

かんがい排水、畑地かんがい、ほ場整備、暗渠排水、客土、農道、畦畔整備、石れき除去、農地造成、農地保全、維持管理など、農業生産の環境向上を目的に行う事業。

農業・漁業集落排水事業

農漁村部の水質面からみた「土地条件」の優劣の解消、生活環境向上などを目的に行う農業・漁業集落排水事業。主に、農漁業集落におけるし尿、生活雑排水を処理する施設の整備、あるいは改築等を行う。

農用地

農業振興地域内の土地で、今後おおむね 10 年にわたり農業上の利用を行うものとして指定された土地。

は 行

パークアンドライド

都市の外縁部において、1人乗り車から鉄道・バス等の公共交通機関へ乗り換えて中心部へ向かう通勤形態。

ハザードマップ

被害の場合に備えて、地域住民の方々が素早く安全に避難し、被害を最小限に抑えることを目的とし、避難場所情報等を地図上に明示したもの。

バリアフリー

バリアフリーとは、障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともとは建築用語として使用されていた。現在では、障害のある人だけでなく、全ての人の社会参加を困難にしている。1.物理的 2.社会的 3.制度的 4.心理的な全ての障壁の除去という意味で用いられている。

バリアフリー新法

正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」で平成 18 年 12 月に施行された。平成 6 年に制定された「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）と平成 12 年に制定された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）が一体化された法律である。新たに盛り込まれた内容としては以下のとおりである。

- ・対象者の拡充：身体障害者のみではなく、知的・精神・発達障害者など、全ての障害者を対象。
- ・対象施設の拡充：これまでの建築物・交通機関・道路に、路外駐車場・都市公園・福祉タクシーを追加。
- ・基本構想制度の拡充：バリアフリー化を重点的に進める対象エリアを、旅客施設を含まない地域にまで拡充。
- ・基本構想の策定の際の当事者参加：基本構想策定時の協議会制度を法定化。また、住民などからの基本構想作成提案制度を創設。
- ・ソフト施策の充実：関係者と協力してバリアフリー施策の持続的・段階的な発展を目指す「スパイラルアップ」を導入。また、国民 1 人 1 人が高齢者や障害者などが感じている困難を自らの問題として認識する「心のバリアフリー」の促進。

ビオトープ

野生生物の生息可能な自然生態系が機能する空間。

広島県商圏調査報告書

広島県内消費者の買物動向を市町村別（一部は商工会単位別）に把握し、県内にどのような商圏が構成され、また相互にどのようにかわりあっているかについて明らかにするとともに、消費者の買物意識及びその変化についても分析した調査報告書。

備後圏都市計画区域

尾道市,三原市,福山市,府中市からなる都市計画区域。

風致地区

都市の風致を維持するために、都市計画法に基づき都道府県又は市町村が定める地区。樹林地、丘陵地、水辺地等の良好な自然的景観に富んでいる区域や、良好な住環境を維持している区域でその他市民の郷土意識の高い区域等を保全し、これにより生活に潤いを与え緑に富んだ快適な都市環境を維持しようとするもの。木竹の伐採や土取り、宅地の造成などの行為が規制される。

複合的土地利用

中心市街地に商業、業務の他に居住、文化、教育、福祉、行政、観光等の多様な機能をバランス良く確保・導入し、多くのサービスがまとめて受けられ、住民や来街者の多様なライフスタイルを満たす多くの選択肢を提供することで、住民の交流が図られ、新たな文化や雇用が生まれ出される場となるような土地利用。

プライマリーケア

健康管理・健康相談や疾病の診断・治療及び救急対応など、日常的・基本的な保健・医療行為を包括的に行うこと。

保安林

水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、公益目的を達成するために、伐採や開発に制限を加える森林。

防火・準防火地域

市街地における火災・延焼の危険を防除するため、建築物を構造面から規制するもので、地域による集団的な指定を原則として定めるもの。これらの地域においては、建築基準法により一定の建築物を耐火建築物又は準耐火建築物にしなければならない。

包括的連携・協力に関する協定

平成18年4月7日に、三原市が県立広島大学と締結した協定。この協定は、これまで培ってきた市と大学の連携・協力の実績をさらに強化し、市は地域課題の解決や住みよいまちづくりを目指し、大学は地域に根ざした教育・研究の充実と地域社会への貢献を図ることを目的としている。連携・協力の主な内容は以下のとおり。

- (1)観光振興や産業活性化による地域経済の発展に関すること。
- (2)保健・医療・福祉の向上に関すること。
- (3)住民と行政の協働の推進に関すること。
- (4)教育・文化の振興、生涯学習の推進に関すること。
- (5)環境の保全及び農林水産業の振興に関すること。
- (6)その他、市の発展という目的を達成するために必要と認められる事項

ま 行

まちづくり条例

自治体が独自の総合的なまちづくりの目的を達成するために、自治体独自の計画や基準を定め、これに基づき開発や建築を総合的にコントロールする仕組みを定めた条例。

密集住宅市街地

全住宅戸数のうち、木造住宅が60%以上で、かつ、住宅戸数密集度が30戸/ha以上の地区を挙げている。老朽化した住宅が多く、防災上危険な地域でもある。「住宅市街地総合整備事業」による事業対象は、木造老朽住宅が70%以上で、かつ、住宅戸数密集度が30戸/ha以上の地区であり、道路の拡幅や住宅整備、住環境整備等が進められる地域である。

緑の基本計画

都市緑地法に基づいて、緑の確保、公園・緑地の整備に関し、将来確保すべき緑地の目標量、緑地の配置計画、実現のための施策の方針を定めるものである。この計画において、「緑」とは、都市公園のほか、公共空地、市民農園、児童遊園、寺社境内などの施設、緑地保全地域、風致地区、河川区域など法律によって定められているもの、緑地協定によるものや条例によるものまで多岐にわたるもの。

緑のネットワーク

街路樹などの緑化に努め、公園・緑地を含めた緑の線的なつながりを図ること。

三原地域連携推進協議会

三原地域における県立広島大学と地域の交流及び産学官連携を推進し、地域の発展に寄与することを目的として平成16年に創設。

主に、地域交流の促進事業、地域連携事業、産学官連携推進事業があり、大学や民間企業が連携して、交流やまちづくり等に関する研究会を行っている。

モビリティ・マネジメント

多様な交通施策を活用し、個人や組織・地域の移動状況が社会にも個人にも望ましい方向へ自発的に変化することを促す取り組みのことで、過度に自動車に頼る状態から公共交通機関や自転車等を使う方向へと自発的に転換していくことを促す施策のこと。

や行 遊休地

低・未利用地と同種概念で取り扱われているが、都市計画法第10条の3には「相当期間にわたり住宅の用、事業の用に供する施設の用その他の用途に供されていない土地」と定義されている。

輸送用機械器具

工業統計表の分類項目の一つ。主に、自動車、鉄道車両、船舶やそれに付属する機械器具のことをいう。

ユニバーサルデザイン

年齢や性別、身体的能力など人々の様々な特性や違いを超えて、すべての人が利用しやすいまちづくりやものづくり、しくみづくりを行う考え方である。

用途地域

機能的な都市活動と良好な都市環境の保護を目的に、住居や商業、工業などの都市の諸機能を適切に配分するために土地利用上の区分を行うもので、用途や形態、密度などの規制を通して、目的にあった建築物を誘導しようとするもの。

平成8年(1996年)の都市計画法の改正を受け、現在12種類に区分されている。

用途の混在

住居、店舗、工場などの異なる用途が入り混じって存在していること。

ら行 流通団地

都心部での交通渋滞による流通の非効率性を改善するため、合わせて都市再開発を行うことを目的として、郊外の流通の要所に設けられた物的流通センターをさす。高速道路の整備とともに、トラックターミナルや流通倉庫が体系的にまとめられ、大量流通と流通コストの引き下げの機能を発揮できるように整備される。

緑地

樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって良好な自然的環境を形成しているもの。また、緑地は施設緑地と地域制緑地等の2つに分類され、施設緑地は都市公園と都市公園以外の区分、地域制緑地等は緑地保全地区、自然公園、農業振興地域・農用地区域、保安林区域等に区分される。

緑地協定

都市計画区域内の一団の土地の所有者全員の合意により、市町村長の認可を受けて締結し、住民の自主的な取り組みにより民有地の緑地又は緑化の推進を図る制度。協定には、協定の対象区域、樹木を植栽する場所やその種類、違反した場合の措置等が定められ、認可の公告後その区域に移転してきたものに対しても効力がある。

緑地保全地域

都市の緑地を保全するために、無秩序な市街化の防止や地域住民の健全な生活環境の観点から、里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、一定の土地利用との調和を図りながら保全する目的として都道府県が区域や名称等を定める地域。（都市緑地法第5条）

臨港地区

物流の場、生産の場、憩いの場といった港湾の多様な機能を果たすため、都市計画法又は港湾法により定める地区。港湾管理者が港湾区域（水域）と一体的に管理運営する必要がある陸域を指定したもの。

臨港道路

臨港地区内における臨港交通施設としての道路で、港湾にあるふ頭や市街地等を結ぶ道路。港湾管理者が管理するものをいう。